

第2期

高松市子ども・子育て支援推進計画

高松すくすく子育てプラン



令和2年(2020年)3月
高松市

1 計画策定の背景と目的

核家族化の進行、地域社会におけるつながりの希薄化、ひとり親家庭の増加、児童虐待の深刻化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを生き育てる喜びが実感できる社会の実現、次代を担う子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子どもや子育て家庭を社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような中、令和元年度末で、「高松市子ども・子育て支援推進計画（高松すくすく子育てプラン）」が計画期間満了となることから、国や県の動向の変化、市の子育て支援の現状を踏まえ、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期高松市子ども・子育て支援推進計画（高松すくすく子育てプラン）（令和2年度～令和6年度）』を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、及び高松市子ども・子育て条例第10条に規定する推進計画として策定するとともに、第6次高松市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画を一体的なものとして策定します。



3 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法に規定する5年間を計画期間とします。

4 数値目標

本市では、基本理念の実現を目指し、次のとおり、数値目標を定めます。

高松市は「子育てしやすいまちだと思える人」の割合

区分	平成25年度 アンケート調査	平成30年度 アンケート調査	令和6年度 目標数値
就学前児童の 保護者	48.4% (39.9%)	84.7%	 90.0%
小学生の 保護者	45.0% (40.4%)	82.8%	 85.0%
中学生の 保護者	—	—	— 85.0%

※平成25年度は、「思う」、「思わない」、「どちらともいえない」、「その他」の4択であり、()内は「どちらともいえない」と回答した割合である。

平成30年度は、「思う」、「どちらかといえば思う」、「どちらかといえば思わない」、「思わない」の4択であり、「思う」、「どちらかといえば思う」と答えた保護者の割合を結果として掲載している。

令和6年度も平成30年度同様に、「思う」、「どちらかといえば思う」を目標数値とし、中学生の保護者へのアンケートも実施する。

5 施策の体系

[基本理念] [基本目標] [基本方向]

[基本施策]

みんなで子育て
笑顔かがやくまち
たかまつ

高松市で育つ全ての子どもが幸せに暮らせる環境づくり

1 子どもの成長への支援



1-I 子どもの心身の健やかな育ちへの支援

1-II 健やかな成長を促す学びへの支援

1-III 配慮を要する子どもと保護者への支援

2 子育て家庭への支援

2-I 地域における子育て支援

2-II 子育てと仕事の両立支援



3 子どもの成長・子育て家庭を支える環境づくり

3-I 子どもにとって安全・安心な環境づくり

3-II 子どもの成長・子育て家庭を支える人材育成とネットワークづくり

6 施策の展開

(1) 子どもの成長への支援

基本施策Ⅰ 子どもの心身の健やかな育ちへの支援

1 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実

- 【主な事業】
- ・子育て世代包括支援センター事業
 - ・1歳6か月児健康診査事業
 - ・産婦健康診査
 - ・予防接種事業

2 学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実

- 【主な事業】
- ・健康相談事業
 - ・若者層啓発事業
 - ・若者育成支援推進事業



3 子どもの医療等に対する支援の充実

- 【主な事業】
- ・在宅当番医制事業
 - ・不妊治療支援事業

4 「食育」の推進

- 【主な事業】
- ・農園体験・クッキング活動事業
 - ・食に関する情報発信事業

基本施策Ⅱ 健やかな成長を促す学びへの支援

1 幼児教育・保育の一体的な提供と質の向上

- 【主な事業】
- ・公立保育所・幼稚園施設整備事業
 - ・保・こ・幼・小連携推進事業

2 「生きる力」を育てる学校教育の推進

- 【主な事業】
- ・小中一貫・連携教育推進事業
 - ・情報モラル等指導支援事業

3 いじめや不登校対策の充実

- 【主な事業】
- ・いじめ等対策事業
 - ・児童生徒指導推進事業
 - ・不登校対策事業
 - ・人権啓発活動事業



4 体験学習活動・地域活動の充実

- 【主な事業】
- ・平和啓発推進事業
 - ・こども未来館学習体験事業
 - ・保育体験学習事業（認定こども園・幼稚園）
 - ・スポーツレクリエーションイベント開催事業



基本施策Ⅲ 配慮を要する子どもと保護者への支援

1 児童虐待防止対策の充実

- 【主な事業】
- ・児童家庭相談事業
 - ・育児支援事業（ひまわり）
 - ・子ども家庭総合支援拠点

2 障がいのある子どもへの支援の充実

- 【主な事業】
- ・障がい者相談支援事業
 - ・発達障がい児等支援事業
 - ・医療的ケア児保育支援事業
 - ・障害者医療費助成事業

3 ひとり親家庭への支援の充実

- 【主な事業】
- ・ひとり親家庭自立支援事業
 - ・児童扶養手当支給事業

4 社会的養育が必要な子どもへの支援の充実

- 【主な事業】
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

5 子どもの貧困対策の推進 「高松市子どもの貧困対策推進計画」に基づき推進

(2) 子育て家庭への支援

基本施策Ⅰ 地域における子育て支援

1 地域における子育て家庭への支援の充実

【主な事業】

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・利用者支援事業
- ・子どもの貧困対策コーディネート事業

2 家庭における教育力の向上

【主な事業】

- ・はじめてのパパママ教室
- ・未就学児の保護者への適切なメディア利用についての啓発

3 経済的負担の軽減

【主な事業】

- ・こども医療費助成事業
- ・幼児教育・保育の無償化
- ・副食費補足給付事業
- ・就学奨励事業

基本施策Ⅱ 子育てと仕事の両立支援

1 多様な保育事業の提供

【主な事業】

- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ事業



2 ワーク・ライフ・バランスの推進

【主な事業】

- ・男女共同参画に関する情報収集・提供事業
- ・「たかまつ労政だより」発行事業

(3) 子どもの成長・子育て家庭を支える環境づくり

基本施策Ⅰ 子どもにとって安全・安心な環境づくり

1 防犯・交通安全・防災対策の推進

【主な事業】

- ・安全で安心なまちづくり推進事業
- ・高松市通学路交通安全プログラム



2 有害環境の浄化と青少年の非行防止の推進

【主な事業】

- ・白ポスト有害図書回収事業
- ・青少年健全育成市民会議補助事業

3 子どもの遊び場・居場所づくり

【主な事業】

- ・身近な公園整備事業
- ・放課後子ども教室事業
- ・こども食堂等支援事業



4 子育て家庭にやさしいまちづくりの推進

【主な事業】

- ・バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業
- ・自転車等駐車場整備促進事業
- ・マタニティバッジ・マタニティカードの配布

基本施策Ⅱ 子どもの成長・子育て家庭を支える人材育成とネットワークづくり

1 子育てを担う人材の確保・育成と団体等への支援の充実

【主な事業】

- ・コミュニティ推進事業
- ・子どもを中心とした地域交流事業

2 子育て支援のネットワークの充実

【主な事業】

- ・高松型地域共生社会構築事業
- ・こども未来ネットワーク会議開催事業

7 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育の量の見込み・確保方策

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、7つの区域ごと、さらに1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しています。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無に関わらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定子どもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1・2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととします。

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども（以下、3号(0歳)・3号(1・2歳)と表記）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

単位：人

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	3,730	1,003	6,147	719	3,824	3,626	978	5,955	710	3,967
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,993	6,019	1,047	3,665	6,008	6,170	1,083	3,749	
	確認を受けない幼稚園	2,775				2,775				
	特定地域型保育事業			74	175			74	175	
	認可外保育施設		132	91	264		132	91	264	
	うち、企業主導型		(37)	(67)	(126)		(37)	(67)	(126)	
②-①	4,035	4	493	280		4,179	347	538	221	
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園（幼保連携型）移行：3か所 ・保育所：1か所 ・小規模保育事業：1か所 ・企業主導型保育事業：1か所 					<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園（幼保連携型）創設：1か所 ・保育所：2か所 				

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)	3,500	946	5,762	702	4,074	3,422	928	5,642	692	4,025
②確保の内容	特定教育・保育施設	6,008	6,170	1,083	3,749	6,008	6,170	1,083	3,749	
	確認を受けない幼稚園	2,775				2,775				
	特定地域型保育事業			74	175			74	175	
	認可外保育施設		132	91	264		132	91	264	
	うち、企業主導型		(37)	(67)	(126)		(37)	(67)	(126)	
②-①	4,337	540	546	114	4,433	660	556	163		
確保方策										

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)	3,387	922	5,582	680	3,967
②確保の内容	特定教育・保育施設	6,008	6,170	1,083	3,749
	確認を受けない幼稚園	2,775			
	特定地域型保育事業			74	175
	認可外保育施設		132	91	264
	うち、企業主導型		(37)	(67)	(126)
②-①	4,474	720	568	221	
確保方策					



(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策

事業	事業概要	量の見込み(上段) 確保方策(下段)		
		平成30年度	令和4年度	令和6年度
利用者支援事業 (か所)	児童やその保護者が認定こども園・幼稚園・保育所等の施設選択や、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等の子育て支援事業を利用できるよう、身近な場所での情報提供、相談、助言、関係機関との連絡調整などを行う事業	基本型 4	4	4
		母子保健型 8	7	7
時間外保育事業 (延長保育事業)(人/年)	保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、通常の利用時間以外の時間において、保育を行う事業	9,603	9,242	8,971
			9,242	8,971
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) (人/年)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	4,790	5,669	5,942
			5,669	5,942
子育て短期支援事業 (人日/年)	保護者の病気や仕事、出産、育児疲れなどで、家庭における養育等が一時的に困難な場合、また、母子が緊急かつ一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において、児童や母子を一時的に養育・保護する事業	74	125	148
			125	148

事業	事業概要	量の見込み（上段） 確保方策（下段）		
		平成 30年度	令和 4年度	令和 6年度
乳児家庭全戸訪問事業 （人/年）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	対象人数 3,302	3,275	3,169
		訪問人数 3,057	3,275	3,169
養育支援訪問事業 （人/年）	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等の資格を持つ養育支援員が、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	47	65	70
			65	70
地域子育て支援拠点事業 （人回/年）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	80,665	81,000	81,000
			81,000	81,000
一時預かり事業 （人日/年）	幼稚園型	139,297	137,081	135,987
	一般型・ 余裕活用型		13,621	12,824
病児保育事業 （人日/年）	病児対応型	7,472	7,766	7,769
	体調不良児 対応型		339	410
ファミリー・サポート・ センター事業 （人日/年）	乳幼児や小学生の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の援助をしてほしい人（依頼会員）と、育児の援助をしたい人（提供会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業	8,181	9,716	10,405
			9,716	10,405
妊婦健康診査事業 （人/年）	母子健康法第13条の規定により、本市に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業	受診実人数 3,216	3,275	3,169
			3,275	3,169

8 計画の推進に向けて

本計画は、5年を1期とする長期的な計画となります。計画の策定にあたり、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の供給量等の「アウトプット評価」のみならず、利用者の視点に立った点検・評価を実施するため「アウトカム評価」としての数値目標を設定しました。

計画の実効性を上げるため、計画の進捗状況及びその評価について公表し、事業効果をより明確化するとともに、継続的なPDCAサイクル（計画（Plan）→実行（Do）→（評価Check）→（改善Action））の確立につながるよう推進します。

発行
令和2年（2020年）3月

高松市健康福祉局 こども未来部 子育て支援課
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
電話：087-839-2354 FAX：087-839-2379